

**国民生活審議会個人情報保護部会**  
**「個人情報保護に関する主な検討課題」に関する意見募集要領**

平成 18 年 9 月 25 日  
内閣府 国民生活局 企画課  
個人情報保護推進室

1 意見募集の趣旨・目的

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）は、誰もが安心して IT 社会の便益を享受するための制度的基盤として、民間事業者に対する個人情報の取扱いのルールなどを定めたものであり、平成 15 年 5 月に成立・公布され、平成 17 年 4 月に全面施行されました。

法等の全面施行により、個人情報保護に関する国民の意識が高まるとともに、事業者の取組も進んできている一方、依然として事業者からの個人情報漏えい事案が発生しています。また、法律に対する誤解等に起因して、必要とされる個人情報の提供までもが行われないなど、「過剰反応」と言われる状況も一部で見られます。

「個人情報の保護に関する基本方針」（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定）においては、①内閣府は、法の施行状況について、全面施行後 3 年を目途として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること、②このため、国民生活審議会は、法の施行状況のフォローアップを行うこととされています。

これらを踏まえ、国民生活審議会個人情報保護部会では、個人情報保護法の施行状況の評価及び制度の見直しに向けた検討を進めることとしており、平成 18 年 1 月以降、個人情報保護の実態に関するヒアリング等を行い、今般、「個人情報保護に関する主な検討課題」の整理を行ったところです\*。

今後、同部会では、個人情報保護制度に関する検討をさらに深め、平成 19 年夏を目途に取りまとめを行う予定としています。つきましては、今後の議論の参考とするため、主な検討課題に対するご意見やご提案を広く国民の皆様から募集させていただきます。

\* 国民生活審議会第 9 回個人情報保護部会（平成 18 年 7 月 28 日）における議論を踏まえ、調整を行い、9 月 21 日（木）に公表したものです。

2 募集期間

平成 18 年 9 月 25 日（月）～平成 18 年 10 月 27 日（金）

3 資料内容及び資料入手方法

【資料内容】

「個人情報保護に関する主な検討課題」

【資料入手方法】

- (1) 内閣府国民生活局ホームページ上
- (2) 内閣府国民生活局企画課個人情報保護推進室にて配布

#### 4 提出方法

電子メール、FAX又は郵送のいずれかの方法で下記の事項を記入の上、提出してください。

##### 【記入事項】

(1) 氏名（提出者が法人・団体の場合には、名称）及び所属法人・団体名

※ 提出者が法人・団体の場合には、担当者の所属部署・氏名をあわせて明記して下さい。

(2) 住所

(3) メールアドレス、電話番号、FAX番号

(4) ご意見

※ 提出される意見の様式は自由です。できる限り主な検討課題のどの部分に対するご意見なのかを明示して下さい。

##### 【宛先】

内閣府国民生活局企画課個人情報保護推進室 宛

○電子メールの場合：下記アドレスより送信可能です。

<http://www.ijinet.or.jp/cao/seikatsu/opinion-180925kojin-pc.html>

○FAXの場合：03-3581-0517

○郵送の場合：〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

なお、電子メール、FAXでお送りいただく場合は、表題を「個人情報保護に関する主な検討課題に対する意見」として頂きますよう、また、郵送の場合は、封筒表面に同じく朱書きいただきますようお願い致します。

#### 5 留意事項

(1) 意見が1,000字を超える場合は、その内容の要旨を添付してください。

※ 電子メールで提出される場合には、文字数制限（全角1,000文字以内）、使用文字制限（半角カナ、丸付数字、特殊文字は不可）があることを、予めご了承下さい。

(2) 提出されました意見は、個人を特定する情報（氏名、メールアドレス等）を除いた上で、個人情報保護部会における調査審議の際の参考とさせていただきます。

(3) 意見に対する個別対応の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承下さい。